

《患者の権利と責務》

1. 個人が尊重される権利

病を自ら克服する主体として、患者の生命、その人格を尊重いたします。
又、思いやりのこもった礼儀正しい診療を受ける権利を尊重いたします。

2. 平等な医療を受ける権利

経済的社会的地位、年齢、性別、疾患の種類に関わらず、平等な医療を受ける権利を尊重いたします。

3. 最善の医療を受ける権利

最善の医療を受ける権利、医師医療機関を選ぶ権利、を尊重いたします。

4. 知る権利

患者自ら病状を理解するためにすべての情報を得る権利、検査や治療の目的、方法、内容、危険性、予後および病状の経過について説明を受ける権利を尊重いたします。

5. 自己決定の権利

患者の自由な意思により、治療や検査を選択し、また拒否する権利を尊重いたします。

6. 秘密が守られる権利

患者の承諾無しに患者に関する情報を診療に関与する医療従事者以外の第三者に開示されない権利を尊重いたします。

7. 正しい情報を提供する責務

最善の医療を実現するためには、ご自身の健康に関する情報を出来るだけ正確に提供する責務があります。

8. 十分理解するまで質問する責務

自ら健康を守るためには、医療に関する説明を受けてもよく理解できなかった場合は、十分理解するまで質問する責務があります。

9. 定められた規則を守る責務

全ての患者が適切な医療を受けられるよう、定められた規則を守って療養生活を送る責務があります。